南部町国土利用計画(案)【概要版】

1 国土利用計画とは

- ・国土利用計画は、国土利用計画法第8条の規定に基づき、南部町の町域における国土(以下「町土」という。)の利用に関して必要な事項を定めるもので、土地の総合的かつ計画的な利用を図る指針となる計画である。
- ・全国計画及び県計画を基本として、南部町第2次総合計画に即して策定する。
- ・今後の土地利用をめぐる社会潮流の変化を踏まえ、必要に応じて見直す。

2 土地利用の課題

少子高齢化、社会情勢等を背景に、次のような課題への対応が求められている。

●人口減少・少子高齢化への対応

- 人口規模の縮小
- ・所有者不明土地等の低未利用地や空き家等の増加等、従来と同様の労力を かけて土地を管理し続けることが困難 になることが想定
- ・こうした変化への適切な対応

●豊かな森林資源の適切な保全及び 整備

・森林の適切な保全及び整備により、 生物多様性の保全、地球温暖化の防止、 水源涵養等の森林の有する多面的機能 を確保する必要

●住・就業の場の確保

・新たに移住者を呼び込み定住しても らうための住宅や宅地の不足が課題将 来の住宅等の開発需要に対応した土地 利用を進める必要

●大規模自然災害に対する脆弱性の 解消と危機への対応

- ・災害に対する安全性の確保
- ・土地本来の災害リスクをリスクを踏まえた町+利用・管理

●農地の保全や産地の維持

- ・生産年齢人口(15~64歳)が減少していく中で、基幹産業である農業に関して、農産物の生産能力の低下や農業従事者の高齢化、後継者不足が懸念。
- ・農地の保全及び産地の維持が課題

●里地里山環境の保全

- ・自然環境の管理や利活用にかかる知 恵や技術の喪失等の懸念
- ・町の自然、歴史、文化を将来世代へ 継承する観点からも重要

●自然環境や景観等の悪化と新たなカーボンニュートラル※1、30by30等の日標※2の実現に向けた対応

・近年の町土を取り巻く条件変化や課題のなか、生物多様性の確保や自然環境の保全を進めつつ、持続可能で豊かな暮らしを実現する視点から、町土の適正な利用と管理を通じて、町土を荒廃させない取組が必要

※1「新たなカーボンニュートラル」

2050年カーボンニュートラル(温室効果ガスの排出を2050年までに実質ゼロの実現を目指す世界的な長期目標)

※2「30 b y 30等の目標」

2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する国際公約

3 土地利用の方向

1. 土地利用の基本理念

- ・町土は、現在および将来における町民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産のための諸活動のための共通の基盤をなすもの
- ・急激な人口減少や少子高齢化の加速等を背景とした国土の管理水準の悪化など、土地利用の現状と課題を踏まえ、本計画の基本方針及び目標の達成に取り組むことにより、持続可能で自然と共生した町十利用・管理を目指す。
- ・町土の利用については、南部町第2次総合計画(令和元年度策定)がめざす基本理念「共生」「協働」「環境」及び将来像「人と自然が響き合い ともに創る なんぶ暮らし」の実現に向け、総合的かつ計画的に行うものとする。

2. 土地利用の基本方針

- ・町土の利用は、基本方針に留意し、総合的かつ計画的視点に立った土地利用を図る。
- ・特に、所有者不明土地等の発生予防と利用の円滑化の両面から、総合的な土地利用を図る。

安全で安心できる土地利用

- ・防災・減災のための土地や施設の維持管理とインフラ整備、体制づくりによる町土の 安全性を総合的に高める。
- ・農用地や森林の適正な管理による町土保全機能の向上と安全性の向上を目指した土地利用を図る。

低・未利用地の有効利用と良好な住環境整備の促進

・将来の人口動向に配慮しながら、低・未利用地等を良好な住環境の整備な ど有効に活用し、住民と町外在住者に選ばれるまちづくりを推進する。

地域産業の振興のための適正な土地利用の推進

・商業・サービス業の集積を維持する土地利用を図るとともに、農地集積による農業規模の拡大や耕作放棄地などの再利用を推進する。

自然との調和を重視した土地利用

・自然環境と生活環境の保全に十分配慮した土地利用を推進するとともに、 史跡・歴史等の文化財の保全を重視した土地利用を図る。

地域の特色を生かした土地利用

- ・利用区分ごとの土地利用は、地域の特色を生かしながら現状利用区分内においてより 効率的で安定的な土地利用を図ることを基本とする。
- ・農用地、森林、原野、宅地等の相互の土地利用の転換は、土地利用の可逆性が容易に 得られないこと、自然生態系や周辺の土地利用に与える影響を考慮し、総合的かつ計画 的な土地利用を図る。